

中部山岳地域における台湾メディア・インフルエンサー招聘事業業務委託仕様書

1 業務名

中部山岳地域における台湾メディア・インフルエンサー招聘事業業務

2 事業目的

本事業は、海外観光客誘客推進協議会（富山県、岐阜県、一般社団法人長野県観光機構、立山黒部貫光株式会社、公益社団法人とやま観光推進機構）が、台湾からの誘客にむけて効果的な現地メディア・インフルエンサーを中部山岳エリアに招聘し、自然や食、文化、伝統工芸などの豊富な観光資源の魅力について情報発信を行うことにより、当該地域の認知度向上を図り、更なる台湾からの誘客を促進するもの。

3 対象地域

台湾

4 業務の進め方

業務の実施にあたっては、海外観光客誘客推進協議会と密接な連携を保ちつつ作業を進めることとし、業務の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度、十分に協議したうえで実施していくこと。

5 事業内容

台湾からの誘客にむけて効果的な現地メディア・インフルエンサーを中部山岳エリア（富山県・岐阜県・長野県）に招聘し、豊富な観光資源の魅力について情報発信を行うこと。

① 招聘内容

ア 時期及び日数

契約締結日から原則として令和8年9月頃までのうち4泊5日程度（複数回に分けて招聘することも可。この場合、1回あたりの滞在日程は問わないが、全体で4泊5日程度以上の滞在日程とすること。）

イ 被招聘者

台湾からの誘客に効果的な現地メディア・インフルエンサー

※被招聘者がメディアであるかインフルエンサーであるかは問わないものとし、具体的な被招聘者及びターゲット設定の考え方について提案すること。また、情報発信の内容（媒体、発信の時期、回数等）についても具体的に提案すること。

※台湾からの訪日旅行において影響力があり、旅行者が旅マエ、旅ナカともによく閲覧する媒体とすること。

ウ 訪問する地域、取材する地域

中部山岳エリア（富山県・岐阜県・長野県）

（ただし、立山黒部アルペンルート（立山駅から扇沢駅まで）を含むものとする。）

エ 行程

・訪問する地域の観光資源を活かし、台湾からの訪日旅行の訪問先として訴求可能な行程とすること。

※具体的な行程、訪問先について提案すること。

- ・ 出入国空港は問わないが、訪問する地域のうち、富山県に2日以上、岐阜県に1日以上、取材で滞在する行程を目安とすること。

オ 手配

- ・ 往復の航空便を手配すること。なお、燃料サーチャージ、諸税、空港利用料等は航空便の手配に含めること。
- ・ 被招聘者の自国内における移動及び宿泊に係る費用は、本事業の委託料には含めないこと。
- ・ 出入国に必要な諸手続き（保険加入等）や手配関連の調整及び連絡等を適宜行うこと。（招聘者への連絡を含む。）
- ・ 取材・撮影の許可や、紹介する内容及び動画・写真については、受注者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取った上で作業を進めること。
- ・ 日本国内での移動に利用する鉄道・バスや公共交通機関、やむを得ない場合の専用車の料金は委託料に含めること。
- ・ 鉄道を利用する場合は必要に応じて乗車券及び特急券を手配する等、円滑な移動となるよう努めること。
- ・ 円滑な移動に必要な場合は、専用車両（貸切バス・タクシー）を手配する等、柔軟に対応すること。
- ・ 専用車両を手配する場合は、乗車人数や荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとすること。
- ・ 被招聘者全員分の全訪問先における宿泊、飲食、施設利用等の手配を行うこと。
- ・ 宿泊は1室1名とし、被招聘者の荷物を考慮した余裕を持った部屋の広さとすること。
- ・ 食事は各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないように注意すること。
- ・ 被招聘者の食事コンディションについては予め確認の上、アレルギー対策等に十分配慮すること。

カ 通訳案内士等及び同行者

- ・ 被招聘者へは中国語（繁体字）で対応するものとし、通訳案内士等を手配すること。中国語（繁体字）および日本語が堪能で、日本文化や観光知識に長ける者を1名以上手配すること。
- ・ 招聘地域の観光知識に長け、適切に旅程管理ができ、招聘期間中の不測の事態にも適切に対応しうるものが同行すること。なお、同行者については、通訳案内士等が業務に支障をきたさない範囲で兼務することも可とする。

キ その他

- ・ 招聘の内容は海外観光客誘客推進協議会と事前に協議・調整すること。

② アンケートの実施

- ・ 被招聘者に対して、業務の評価・改善点の把握、今後の誘客の参考になるアンケートを実施すること。
- ・ アンケート調査票の作成、翻訳、分析を実施すること。
- ・ アンケートの項目は海外観光客誘客推進協議会と事前に協議・調整すること。

③ 招聘に係る留意点

- ・ 被招聘者を必ず旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入させること。また、アクティビティ体験中の事故をはじめ、招聘

行程中に生じる怪我や物損等についての被招聘者の個人責任の範囲について、被招聘者に対しあらかじめ同意を得ること。

- ・被招聘者が十分な取材を行うことができる余裕を持った行程となるよう考慮するとともに、被招聘者が安全に行動できる体制をとること。
- ・訪問先は海外観光客誘客推進協議会と協議のうえ決定すること。
- ・宿泊施設の選定にあたっては、宿泊も取材の一環であることに留意すること。
- ・実施の記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・被招聘者用のWi-FiルーターやSIM等を手配し、被招聘者の通信環境を整えること。また、取材中に被招聘者に対し飲料水（ペットボトル水等）を提供するなど、体調管理に配慮すること。
- ・旅行業法、道路運送法など関係する各種法令に抵触しないよう注意すること。

④ 情報発信

- ・本事業の成果として、被招聘者がWeb、現地メディア等にて実際に取材で訪れた地域の旅行を想起できるような記事または動画を、繁体字で作成すること。
- ・記事等の原稿は、取材先の各担当者及び海外観光客誘客推進協議会に確認を取り了承を得ること。
- ・海外観光客誘客推進協議会と記事等の内容を確認する際は、日本語で行うこと。
- ・記事等の翻訳等にあたっては、ネイティブチェック、ネガティブチェックを行うこと。
- ・記事等に利用する画像の収集やデザイン等のクリエイティブな作業を実施すること。
- ・記事等は原則として令和9年2月26日（金）までに掲載すること。（可能であれば令和9年2月26日（金）以降も掲載すること。）
- ・画像の利用に際しては、著作権や肖像権に留意し、適切な処理を行うこと。
- ・記事等を発信する際には、「#PR」「#宣伝」などのハッシュタグをつけるなどステルスマーケティング対策を実施すること。

⑤ フォローアップ

- ・記事掲載等の情報発信終了後、掲載媒体に応じて、掲載状況、媒体接触者（UU数及びPV数）、クリック数、滞在時間等の把握、分析を行うこと。基本指標のほかに、記事等の内容の伝わり具合を示す指標があれば提案すること。
- ・「8 期待する効果」にて設定した目標の管理を行うこと。設定した目標との比較や、過去の類似事例との参考比較も提示しながら、評価を行うこと。

6 実施報告書の提出

業務が完了したときは、下記内容を含む業務実施報告書を以下のとおり作成し、「7 履行期限」までに海外観光客誘客推進協議会へ提出すること。

(1) 内容

- ・被招聘者の概要
- ・招聘の行程、実施状況及び写真
- ・アンケート結果の集計分析
- ・作成した記事等の内容、発信媒体
- ・「8 期待する効果」で算定した目標値に対しての結果及び分析
- ・事業実施に伴う効果及び課題の分析

- ・その他海外観光客誘客推進協議会が指示したもの
- (2) 仕様
電子データを電子メールにより提出
- (3) 提出先
海外観光客誘客推進協議会
事務局：富山県観光推進局観光振興室国際観光課
E-mail: ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

7 履行期限

令和9年3月19日（金）

8 期待する効果

被招聘者決定後、媒体接触者数、クリック数、クリック率等の目標値を算定する。

9 その他

- (1) 本業務に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 本業務で取り扱う個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 業務履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、海外観光客誘客推進協議会に帰属するものとする。
- (5) 受注者は業務を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) その他、疑義が生じた場合は海外観光客誘客推進協議会と協議するものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、受注者と海外観光客誘客推進協議会が必要に応じて協議するものとする。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。